

寄居町

改葬許可申請書

寄居町内の墓地に埋蔵されている焼骨を他の墓地・納骨堂に移す場合は、寄居町役場に改葬許可の申請が必要です。

(注意) 改葬許可書は申請当日に交付できません。

郵送での交付を希望する場合は、改葬許可申請書に返信用封筒（切手 84 円分貼付）を添えてご提出ください。

※令和 6 年 10 月 1 日から郵便料金が変更になります。

変更後は切手 110 円分を貼付してください。

改葬許可の申請について

必ずお読みください。

- 「改葬許可の申請について」

改葬許可申請書

改葬許可申請書には、2 人まで記入することができます。3 人以上の場合は、別紙（裏面）にも併せて御記入ください。1 部提出

- 「改葬許可申請書」
- 「改葬許可申請書（別紙）」
- 「改葬許可申請書 記入例」

受付窓口

生活環境エコタウン課 生活衛生班

受付時間

月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで ※祝日・年末年始を除く

手数料

無料

改葬許可の申請について

寄居町内に埋葬（土葬）されている遺体又は埋蔵（墓地）若しくは収蔵（納骨堂）されている遺骨を他の墓地又は納骨堂に移す場合には、寄居町役場に改葬許可の申請が必要となります。

改葬許可申請書に記入、押印のうえ、受付窓口に御提出ください。

また、3人以上の改葬を申請する場合は、別紙（裏面）を記入し、御提出ください。

説明

- 「墓地管理者」とは、現在のお墓がある寄居町内のお寺や霊園を管理している人のことです。
 - 「墓地使用者」の承諾欄は、現在のお墓の使用者が申請者本人と異なる場合に必要となります。申請者本人が墓地使用者の場合は、必要ありません。
 - 申請書に押す印鑑は、朱肉を使う印鑑であれば、認印でも差し支えありません。
 - 火葬年月日等、わからないところには、「不詳」と御記入ください。
 - 郵送で申請する場合には、申請書と返信用封筒（切手84円分貼付）を同封し、生活環境エコタウン課生活衛生班までお送りください。申請書に不備があると、お返しすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※令和6年10月1日から郵便料金が変更になります。変更後は切手110円分を貼付してください。
- 土葬された遺体を改葬する場合には、改葬前に火葬が必要なことがあります。

受付窓口・お問合せ先

寄居町役場

- 生活環境エコタウン課 生活衛生班 048-581-2121 内線222
郵送申請はこちらへ 〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
寄居町役場生活環境エコタウン課生活衛生班

※ 受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

（祝日・年末年始を除く）

改葬手続について

墓地（墳墓）に埋葬（土葬）されている遺体若しくは埋蔵されている遺骨又は納骨堂に収蔵されている遺骨を、他の墓地又は納骨堂に移すことを「改葬」といいます。改葬をする場合には許可が必要となり、その許可を受けたことを証する書類「改葬許可証」は、現在遺骨等が埋蔵、収蔵等されている墓地等が所在する市区町村役場が発行します。

一般的な改葬手続の流れとしては、以下のとおりとなります。

1 現在の墓地管理者（住職等）に改葬を希望する旨を話し、改葬先の墓地等を決めた後、「改葬許可申請書」を役場でもらう（郵送可※）。



2 必要事項を記入後、「改葬許可申請書」に現在の墓地管理者から埋葬、埋蔵又は収蔵している旨の証明を受ける。



3 「改葬許可申請書」を役場へ提出する（郵送可※）。



4 役場から「改葬許可証」が交付される（郵送可※）。



5 現在の墓地管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を取り出す。



6 「改葬許可証」を改葬先の墓地管理者に提出し、遺骨を納める。

※ 郵送での書類請求、申請手続又は許可証の交付を希望される場合は、その都度役場から返送する分の切手と返信用封筒を、申請書提出等の際にお渡し、又は同封してください。（改葬許可申請書は寄居町公式ホームページからも取得できます。）

（お問合せ） 〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

寄居町役場 生活環境エコタウン課 生活衛生班

電話 048-581-2121 内線222